

総合口座振替事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、大阪広域環境施設組合会計規則（平成27年規則第73号。以下「規則」という。）第53条の規定に基づく総合口座振替の方法による支出に係る事務について、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費)

第2条 次に掲げる経費（債務金額の確定しているものに限る。）の支出については、総合口座振替の方法によることができる。

- (1) 報酬及び費用弁償
- (2) 旅費

2 次に掲げる経費の支出については、会計管理者の承認を受けた上で、総合口座振替の方法によることができる。

- (1) 報償金
- (2) 不動産賃借料
- (3) 負担金、補助及び交付金
- (4) 扶助費
- (5) 還付金及び還付加算金
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会計管理者が特に認めるもの

3 事務局長は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第1号様式の総合口座振替利用申請書（以下「申請書」という。）を出納員を経て会計管理者に提出しなければならない。当該承認を受けた総合口座振替の方法による支出の利用を取り止めるときも、同様とする。

(請求書の取扱い)

第3条 事務局長は、総合口座振替の方法による支出に係る経費のうち、契約書、法令等により定められている場合を除き、次に掲げるものについては、債権者の請求書を徴することを省略することができる。

- (1) 報酬及び費用弁償
- (2) 旅費
- (3) 報償金
- (4) 不動産賃借料
- (5) 負担金
- (6) 扶助費
- (7) 還付加算金
- (8) 前各号に掲げるもののほか、出納員が会計管理者と協議し特に認めたもの

(口座振替申出書の徴取及び保管)

第4条 事務局長は、総合口座振替の方法による支出の必要があるときは、債権者の口座振替による債権受領の意思を次に掲げる方法により確認しなければならない。

(1) 債権者に規則第7号様式の口座振替申出書（以下「申出書」という。）を提出させること。ただし、債権者の口座振替による債権受領の意思が申出書に準ずる文書により確認できる場合は、債権者に当該文書を提出させることをもってこれに代えることができる。

(2) 前号の規定により提出を受けた申出書又は申出書に準ずる文書の内容に変更が生じたときは、債権者に申出書又は申出書に準ずる文書を再提出させること。

2 前項の規定による申出書は、事務局長が保管しなければならない。

（総合口座振替情報の記録等）

第5条 事務局長は、総合口座振替の方法による支出を会計管理者に通知しようとするときは、債権者の預金口座及び振替金額に係る情報（以下「総合口座振替情報」という。）を財務会計システムに備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、振込先金融機関欄は、別表第1に掲げる金融機関の略称を使用して記入する。また、振替口座（債権者）名義フリガナ欄は、個人にあっては、姓と名の間に空白1文字を挿入して記入し、法人にあっては、別表第2に掲げる略語等を使用して記入する。

2 事務局長は、前項の規定による総合口座振替情報の記録を行ったときは、当該支出命令に係る支出命令情報に添付したうえ、振込指定日の5日前（指定金融機関の休日並びに12月29日及び30日は日数に算入しない。）までに出納員を経て会計管理者に送信しなければならない。

（総合口座振替の依頼）

第6条 会計管理者は、前条第2項の規定による支出命令情報の送信を受けたときは、当該送信に係る総合口座振替情報の内容を記録した電磁的記録媒体を作成し、指定金融機関に送付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表第 1

振込先金融機関の略称一覧表

金融機関の業態名	カナ文字による略称	漢字による略称
信用金庫	シキン	信金
信用組合	シクミ	信組
労働金庫	ロウキン	労金
農業協同組合	ノウキョウ	農協
大阪府信用農業協同組合連合会	オオサカシレン	大阪信連
商工組合中央金庫	ショウコウチュウキン ショウチュウ	商工中金 商中
信金中央金庫	シキンチュウキン	しんきん中金
全国信用協同組合連合会	ゼンシツクミン	全信組連
労働金庫連合会	ロウキンレン	労金連
農林中央金庫	ノウリンチュウキン ノウチュウ	農林中金 農中

1 法人略語一覧表

用 語	カナ文字による略語	用 語	カナ文字による略語
株式会社	カ	有限会社	ユ
合名会社	メ	合資会社	シ
合同会社	ド	医療法人 医療法人社団 医療法人財団 社会医療法人	イ
財団法人 一般財団法人 公益財団法人	ザイ	社団法人 一般社団法人 公益社団法人	シヤ
宗教法人	シュウ	学校法人	ガク
社会福祉法人	フク	更生保護法人	ホコ
相互会社	ソ	特定非営利活動法人	トクビ
独立行政法人	ドク	地方独立行政法人	チドク
弁護士法人	ベン	有限責任中間法人	チュウ
無限責任中間法人	チュウ	行政書士法人	ギョ
司法書士法人	シホ	税理士法人	ゼイ
国立大学法人 公立大学法人	ダイ	農事組合法人	ノウ
管理組合法人	カンリ	社会保険労務士法人	ロム

2 営業所略語一覧表

用 語	カナ文字による略語	用 語	カナ文字による略語
営業所	エイ	出張所	シュツ

3 事業略語一覧表

用 語	カナ文字による略語	用 語	カナ文字による略語
連合会	レン	共済組合	キョウジ
協同組合	キョウキミ	生命保険	セイメイ
海上火災保険	カイシヨウ	火災海上保険	カシ
健康保険組合	国民健康保険組合	コクホ	
国民健康保険団体連合会	コクホレン	社会保険診療報酬支払基金	シヤホ
厚生年金基金	コウネン	従業員組合	ジユウキミ
労働組合	ロウキミ	生活協同組合	セイキョウ
食糧販売協同組合	シヨクハンキョウ	国家公務員共済組合連合会	コクキョウレン
農業協同組合連合会	ノウキョウレン	経済農業協同組合連合会	ケイザイレン

共済農業協同組合連合会	キョウサイレン	漁業協同組合	ギョウギョウ
漁業協同組合連合会	ギョウレン	公共職業安定所	シヨクアン
社会福祉協議会	シヤキョウ	特別養護老人ホーム	トクヨウ
有限責任事業組合	ユウクミ		

4 略語の使用方法

- (1) 法人略語及び営業所略語は、略語判別表示としてカッコを付して使用すること
- (2) 略語の使用は、1 法人名につき 1 個とすること。ただし、1 法人名称に法人略語、営業所略語及び事業略語が混在する場合は、それぞれを組み合わせ使用すること。

事例 1

- 口座名義（漢字） 平成海上火災保険株式会社 大阪営業所 所長 大阪太郎
 口座名義（カナ） ヘイセイカイシヤホウキョウ(カ)オサカ(エイ)

事例 2

- 口座名義（漢字） 株式会社中之島法規 大阪支店
 口座名義（カナ） カ)ナカノシマホウキョウ_オサカシテン

第1号様式

総合口座振替利用申請書

会計管理者 様

担当：

次のとおり総合口座振替の利用開始（廃止）を申請します。

申請日	年 月 日	申請区分	
支払名称			
執行主管	担 当		コ ー ド
支払時期		支払件数	
振込依頼人名			
請求書の省略	可 否	理 由	
利用開始日	年 月 日		
申請理由			